

平成14年度診療報酬改定対応（レセプト）

日医標準レセプトソフト

平成14年4月19日第1版

	改 正 内 容	改 正 対 応
注射	<p>ア 皮下筋肉内及び静脈内注射を（以下省略）</p> <p>イ 外来化学療法加算を算定した場合は、当該点数を加算した点数を記載し、「摘要」欄に外来化学療法加算である旨の（化）を表示するとともに、算定回数を記載すること。</p> <p>ウ 無菌製剤処理加算を算定した場合は、当該点数を加算した点数を記載し、「摘要」欄に無菌製剤処理加算である旨の（菌）を表示するとともに、算定回数を記載すること。</p> <p>エ 血漿成分製剤加算を算定した（以下省略）</p> <p>オ 皮下筋肉内及び静脈内注射等については、入院外分はそれぞれ1回分ごとに、入院分はそれぞれ1日分ごとに、点滴注射及び中心静脈内脈内注射等については1日分ごとに、使用した薬名、規格単位（%、mLはmg等）及び使用量を「摘要」欄に記載すること。 ただし、届出保険医療機関については、注射の各手技料の算定単位（1回又は1日）当たりの薬価が175円以下の場合は、使用薬剤の剤の薬名、使用量等を記載する必要はないものとする。 なお、複数の規格単位のある薬剤について最も小さい規格単位を使用する場合は、規格単位は省略して差し支えない。</p> <p>カ 特別入院基本料2を算定している（以下省略）</p> <p>キ 特定保険医療材料を使用した場合は、（以下省略） （キ）C型慢性活動性肝炎又はC型慢性肝炎の患者に対してインターフェロン製剤を（削除）</p> <p>ク 入院時食事療養費に係る食事療養（以下省略）</p> <p>ケ 乳幼児加算を算定した場合は、（以下省略）</p>	<p>205円以下の薬剤についても、全て「摘要」欄に記載を行う</p>